

自動車騒音及び道路交通振動の限度

自動車騒音の限度（要請限度）

単位：デシベル

区域の区分	1車線を有する 道路に面する区域		2車線以上の車線を有する 道路に面する区域	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
a 区域	65 (75)	55 (70)	70 (75)	65 (70)
b 区域	65 (75)	55 (70)	75 (75)	70 (70)
c 区域	75 (75)	70 (70)	75 (75)	70 (70)

備考) a 区域 … 第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、田園住居地域

b 区域 … 第1種及び第2種住居地域、準住居地域

c 区域 … 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

工業専用地域は指定なし。

評価は等価騒音レベル (L_{Aeq}) で行う。

表中の()内の数値は幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度を示す。

幹線交通を担う道路 … 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあつては4車線以上）及び自動車専用道路

道路に近接する区域 … 2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲

道路交通振動の限度（要請限度）

単位：デシベル

区域の区分	用途地域	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種区域	第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域	65	60
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65